

新潟県警察の事務の専決に関する訓令

平成26年4月11日

本部訓令第13号

[沿革] 平成26年12月本部訓令第26号、27年2月第2号、3月第7号、28年3月第8号、10月第20号、11月第22号、29年3月第4号、第7号、6月第9号、30年3月第6号、10月第10号、31年3月第8号、令和元年8月第5号、2年3月第6号、3年3月第12号、12月第28号、4年3月第6号、5月第11号、5年3月第5号、6月第8号、7月第9号、11月第16号、6年3月第6号、7月第11号、7年3月第12号、第13号、7月第17号、8月第21号、9月第23号、8年3月第8号改正

新潟県警察の事務の専決に関する訓令（昭和53年本部訓令第5号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 新潟県警察における事務の専決については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会の専決事務 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）第2条の規定により本部長が専決することができる事務をいう。
- (2) 本部長の事務 本部長の権限に属する事務及び新潟県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年新潟県公安委員会規則第3号）第2条の規定により本部長へ委任された公安委員会の権限に属する事務をいう。
- (3) 署長の事務 署長の権限に属する事務をいう。
- (4) 隊長の事務 執行隊の隊長（以下「隊長」という。）の権限に属する事務をいう。
- (5) 専決 前各号に掲げる事務を常時本部長、署長又は隊長に代わって決裁することをいう。

（公安委員会の専決事務）

第3条 別表第1の右欄に掲げる者は、公安委員会の専決事務のうち同表の中欄に掲げる事務について、専決することができる。

（本部長の事務）

第4条 別表第2の右欄に掲げる者は、本部長の事務のうち同表の中欄に掲げる事務について、専決することができる。

- 2 別表第2の右欄に掲げる者は、事務処理上必要があるときは、同表の中欄に掲げる事務に相当する事務を専決することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2の中欄に掲げる事務以外の本部長の事務について、専決に関する本部長の別の定めがあるときは、当該定めに従い専決を行うものとする。

(略語の意味)

第5条 別表第1及び別表第2の右欄に表記されている別表第3の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。

(署長の事務)

第6条 署長は、署長の事務のうち定例又は軽易な事務について、署の課長以上の職にある者に専決させることができる。

2 前項の規定により専決させることができる事務は、別に定める。

(隊長の事務)

第7条 隊長は、隊長の事務のうち定例又は軽易な事務について、副隊長、方面隊長又は分駐隊長に専決させることができる。

2 前項の規定により専決させることができる事務は、別に定める。

(専決の制限)

第8条 第3条、第4条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、特に命ぜられたもの、重要又は異例と認められるもの及び疑義のあるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日本部訓令第26号)

この訓令は、平成26年12月25日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日本部訓令第2号)

この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日本部訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日本部訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月14日本部訓令第20号)

この訓令は、平成28年10月14日から施行する。

附 則 (平成28年11月25日本部訓令第22号)

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 (平成29年3月3日本部訓令第4号)

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日本部訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月9日本部訓令第9号)

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日本部訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月19日本部訓令第10号)

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日本部訓令第8号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年8月30日本部訓令第5号）

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 （令和2年3月13日本部訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月12日本部訓令第12号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年12月28日本部訓令第28号）

この訓令は、令和3年12月28日から施行する。

附 則 （令和4年3月11日本部訓令第6号）

この訓令中別表第1銃砲刀剣類所持等取締法関係の部の改正及び別表第2警務部の部39の項の改正は令和4年3月15日から、その他の改正は同年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年5月11日本部訓令第11号）

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 （令和5年3月29日本部訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年6月30日本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 （令和5年7月26日本部訓令第9号）

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 （令和5年11月16日本部訓令第16号）

この訓令は、令和5年11月16日から施行する。

附 則 （令和6年3月13日本部訓令第6号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年7月5日本部訓令第11号）

この訓令は、令和6年7月5日から施行する。

附 則 （令和7年3月21日本部訓令第12号）

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

附 則 （令和7年3月27日本部訓令第13号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年7月29日本部訓令第17号）

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

附 則 （令和7年8月20日本部訓令第21号）

この訓令は、令和7年8月20日から施行する。

附 則 （令和7年9月26日本部訓令第23号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年9月29日から施行する。

附 則 （令和8年3月30日本部訓令第8号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。